

組

合

概

要

令和5年度

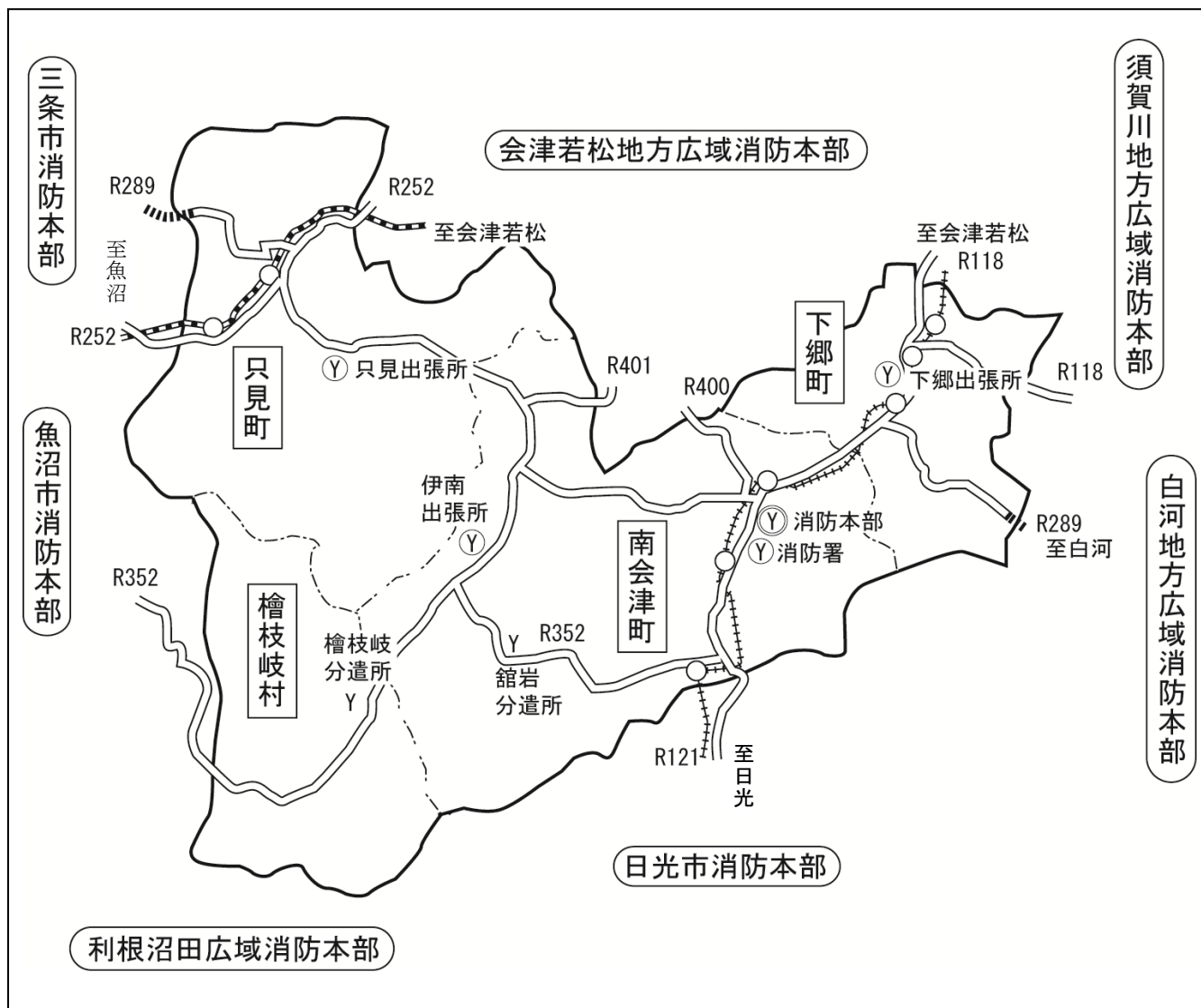
南会津地方広域市町村圏組合

目 次

ページ

1. 南会津地方広域市町村圏組合管内図	1
2. 圏域の概況	2
3. 組合の概要	3
南会津地方広域市町村圏組合役員名簿	3
組合構成町村及び共同処理事務加入状況	4
組合設立経過	5
組合の組織図	10
南会津地方広域市町村圏組合格約	11
4. 共同処理事務	14
広域観光事業	14
救急医療体制の整備	15
老人ホーム入所判定委員会	15
介護認定審査会	17
特別養護老人ホーム	19
広域消防	20
語学指導等を行う外国青年招致事業	23
視聴覚ライブラリー	24
5. 資 料	26
職員の状況	26
令和5年度一般会計予算	27
負担金割合一覧	28

1. 南会津地方広域市町村圏組合 管内図



町村別面積及び人口等の状況（令和5年8月1日現在）

町村名	南会津町	下郷町	只見町	檜枝岐村	合計
面積	886.47	317.04	747.56	390.46	2,341.53
人口	13,313	4,822	3,731	494	22,360
世帯数	5,713	1,897	1,585	237	9,432

(単位：km²・人・世帯)

２． 圏 域 の 概 況

本圏域は、福島県の西南部に位置し、圏域中心部から首都東京まで約200km、県都福島市まで約140kmの地点にあり、南会津町、下郷町、只見町、檜枝岐村の3町1村で構成されています。

面積は2,341.53km²（県全体の17.0%）、人口は令和2年10月1日国勢調査で24,263人（県全体の1.32%）となっています。

古くは奥会津といわれ、歴史は古く、旧幕府時代は天領（徳川幕府直轄地）として統治され御蔵入と称されていました。江戸から政治・経済・文化の流れが盛んであったことから歴史的文化遺産が数多く継承されており、また、平成19年に指定された尾瀬国立公園をはじめ、越後三山只見国定公園等の豊かな山林・水資源を有する自然の宝庫でもあります。圏域の中心都市南会津町田島地域は、古くから会津西街道（現在の国道121号）の宿場町として発展してきました。

幹線交通網としては、国道118号が下郷町を、国道121号が南会津町田島地域と下郷町を、国道252号が只見町を、国道289号が只見町・南会津町南郷地域・南会津町田島地域・下郷町を、国道352号が檜枝岐村・南会津町伊南地域・南会津町舘岩地域・南会津町田島地域を、国道400号が南会津町田島地域・下郷町を、国道401号が南会津町南郷地域、南会津町伊南地域、檜枝岐村をと、7本もの国道が圏域内を通過しております。

また、本圏域には、2つの第三セクターによる鉄道があり、栃木県新藤原駅から本県の会津高原尾瀬口駅まで運行の野岩鉄道(株)と会津高原尾瀬口駅から西若松駅まで運行の会津鉄道(株)があり、東京の東武浅草駅から会津田島駅までは、直通電車が運行されております。

一方、地勢は駒止峠、中山峠を境に東側（南会津町田島地域、下郷町）の阿賀川（大川）と西側（南会津町舘岩地域・伊南地域・南郷地域、只見町、檜枝岐村）の只見川・伊南川に生活圏が古くから分かれている農山村地帯で、気候は、夏は大陸型、冬は厳しい日本海型で山岳周辺では2～4mを越す豪雪地帯でもあります。

3. 組 合 の 概 要

- 名 称 南会津地方広域市町村圏組合
- 所 在 地 〒967-0004 福島県南会津郡南会津町田島字西上川原乙 65
南会津地方広域市町村圏組合消防本部・消防署庁舎内
電話番号 0241-62-0054 FAX 番号 0241-62-0115
- 設 立 年 月 日 昭和 4 8 年 4 月 1 日
- 構 成 町 村 南会津町・下郷町・只見町・檜枝岐村（3 町 1 村）

南会津地方広域市町村圏組合役員名簿

(令和 5 年 9 月 1 日現在)

役 職 名	現 職	氏 名
管 理 者	下 郷 町 長	星 學
副 管 理 者	南 会 津 町 長	渡 部 正 義
副 管 理 者	檜 枝 岐 村 長	平 野 信 之
副 管 理 者	只 見 町 長	渡 部 勇 夫
会 計 管 理 者	南 会 津 町 会 計 管 理 者	渡 部 さ つ き
代 表 監 査 委 員	(識 見)	渡 部 寛
監 査 委 員	(議 会 選 出)	矢 沢 明 伸
教 育 長	南 会 津 町 教 育 長	星 英 雄
教 育 長 職 務 代 理 者	下 郷 町 教 育 長	湯 田 嘉 朗
教 育 委 員	只 見 町 教 育 長	渡 部 公 三
教 育 委 員	檜 枝 岐 村 教 育 長	平 野 好 道
議 長	只 見 町 議 会 議 長	大 塚 純 一 郎
副 議 長	南 会 津 町 議 会 議 長	山 内 政
議 員	南 会 津 町 議 会 議 員	酒 井 幸 司
〃	〃	古 川 晃
〃	〃	森 秀 一
〃	〃	湯 田 芳 博
〃	〃	湯 田 哲
〃	下 郷 町 議 会 議 長	小 玉 智 和
〃	下 郷 町 議 会 副 議 長	星 輝 夫
〃	下 郷 町 議 会 議 員	星 能 哲
〃	只 見 町 議 会 議 員	矢 沢 明 伸
〃	檜 枝 岐 村 議 会 議 長	星 浩 彦

組合構成町村及び共同処理事務加入状況

共同処理事務	町村名			
	南会津町	下郷町	只見町	檜枝岐村
1. 視聴覚教育に関する事	○	○	○	○
2. 広域観光事業に関する事	○	○	○	○
3. 救急医療体制の整備に関する事	○	○	○	○
4. 老人ホーム入所判定委員会に関する事	○	○	○	○
5. 介護認定審査会の設置及び運営に関する事	○	○	○	○
6. 消防に関する事（消防団に関する事を除く）	○	○	○	○
7. 特別養護老人ホームの整備に関する事	○	○	○	○
8. 語学指導等を行う外国青年招致に関する事	○	○	○	○

※ 共同処理事務すべてに構成町村が加入しています。

組合設立経過

- 昭和 47年 8月 ・自治省の指定により南会津地方広域市町村圏協議会発足
- 48年 3月 ・南会津地方広域市町村圏計画策定
- 4月 ・南会津地方広域市町村圏組合設立
設立当初の共同処理事務
- 1) 南会津地方広域市町村圏計画の策定及び連絡調整に関すること
 - 2) 交通事故相談に関すること
 - 3) 視聴覚教育に関すること
 - 4) 圏域内の観光開発事業の総合調整に関すること
 - 5) 消防に関すること（消防団に関するものを除く）
- ・南会津地方土地開発公社設立
- 49年 4月 ・消防本部・署発足。業務開始
・視聴覚ライブラリー業務開始
- 10月 ・消防署伊南出張所及び只見出張所開所
・消防署檜枝岐分遣所開所
- 51年 12月 ・南会津地方広域行政センター完成
- 53年 4月 ・救急医療体制の整備に関することを共同処理事務とする
- 10月 ・消防署下郷出張所開所
- 54年 10月 ・南会津地方広域市町村圏組合教育委員会設置
- 11月 ・消防署檜枝岐分遣所が新庁舎に移転
- 55年 4月 ・南郷村外3ヶ町村の隔離病舎組合を解散し、田島・下郷町衛生組合の隔離病舎を本組合に移管し、管理運営を共同処理事務とする
- 56年 3月 ・南会津地方新広域市町村圏計画策定
- 57年 4月 ・職員研修に関すること及び特別養護老人ホームの整備に関することを共同処理事務とする
- ・交通事故相談に関することを共同処理事務から削除する
 - ・組合町村の負担額及び方法は組合議会において定めることに改正
 - ・消防署館岩分遣所開所
- 10月 ・町村道路台帳の作成に関することを共同処理事務とする
- 58年 1月 ・南会津地方地場産業振興協議会が設立され、地場製品の開発・販路拡大・観光PR等の事業を始める
- 4月 ・特別養護老人ホーム「下郷ホーム」開所

- 昭和 58年 11月 ・消防本部庁舎増築
- 62年 4月 ・特別養護老人ホーム「伊南ホーム」開所
- 5月 ・金山町、昭和村を加え、南会津地方地場産業振興協議会を会津高原ふるさと推進協議会に名称変更。ミス会津高原によるPR活動や会津高原ふるさと振興シンポジウムを始める
- 63年 4月 ・語学指導等を行う外国青年招致に関することを共同処理事務とする
- ・町村道路台帳の作成に関することを共同処理事務から削除する
- 8月 ・語学指導等を行う外国青年招致事業により、2名の外国語指導助手を招致し、田島町、只見町の中学校での指導を始める
- 平成元年 7月 ・優良広域市町村圏として自治大臣表彰を受ける
- 8月 ・語学指導等を行う外国青年招致事業における外国語指導助手1名を舘岩村に追加し3名に増員され、全圏域で英語の指導を始める
- 12月 ・ふるさと市町村圏に選定される
- 2年 1月 ・ふるさと市町村圏選定により、南会津地方ふるさと市町村圏計画の策定、当該計画に基づく事業の実施及び連絡調整に関することを共同処理事務とする
- ・ふるさと市町村圏基金5億円を設置する
- 3月 ・消防署舘岩分遣所が新庁舎に移転
- 8月 ・語学指導等を行う外国青年招致事業における外国語指導助手1名を下郷町に追加し4名に増員する
- 10月 ・ふるさと市町村圏基金を10億円に増額
- ・会津高原観光情報センター開所
- 3年 3月 ・南会津地方ふるさと市町村圏計画策定
- 8月 ・語学指導等を行う外国青年招致事業における外国語指導助手1名を南郷村に追加し5名に増員する
- 5年 4月 ・老人ホーム入所判定委員会に関することを共同処理事務とする
- ・南会津地方広域市町村圏組合発足20周年記念式典を行う
- 7年 11月 ・地域医療支援センターに関することを共同処理事務とする
- 12月 ・南会津地方広域市町村圏組合あいづふるさと基金事業の実施及び連絡調整に関することを共同処理事務とする
- 8年 3月 ・伝染病隔離病舎を解体撤去する
- ・消防無線を全面改修する（中継局3箇所増設）
- ・あいづふるさと基金169,050千円を設置
- 4月 ・地域医療支援センター開所
- ・特別養護老人ホーム「田島ホーム」開所

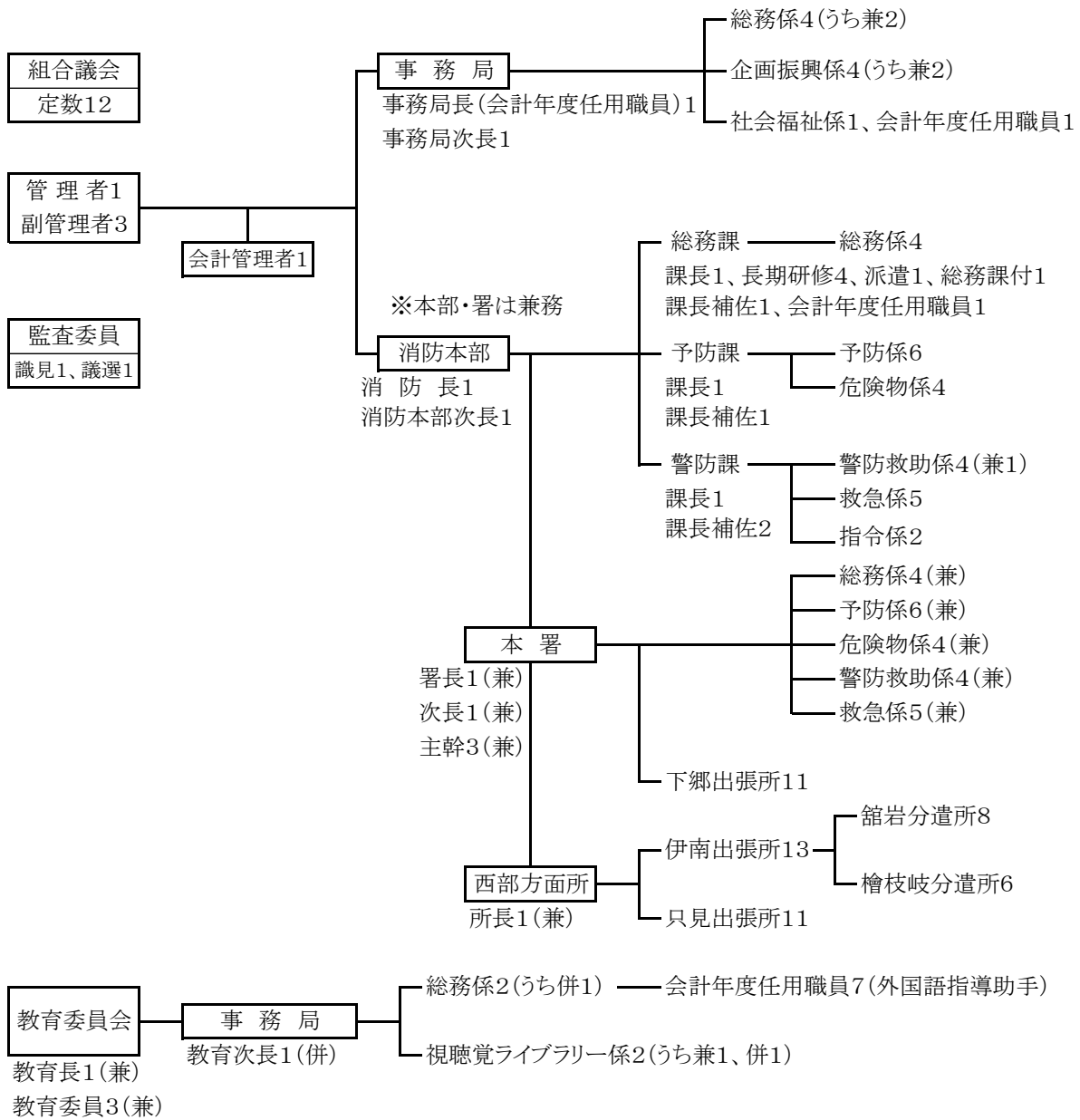
- 平成 8 年 12 月 ・あいづふるさと基金 1 6 9, 0 5 0 千円を造成し、合計で基金
3 3 8, 1 0 0 千円とする
- 9 年 10 月 ・あいづふるさと市町村圏オープニングセレモニーが開催される
- 10 年 4 月 ・地域医療支援センター運営基金条例が制定される
- 11 年 2 月 ・介護認定審査会の設置及び運営に関することを共同処理事務と
する
- 7 月 ・事務局に社会福祉係が設置される
- 8 月 ・語学指導等を行う外国青年招致事業における外国語指導助手 1
名を田島町に追加し 6 名に増員する
- 9 月 ・介護認定審査会を設置する
- 10 月 ・要介護準備認定作業が始まる
- 12 月 ・伝染病隔離病舎に関することを共同処理事務から削除する
- 12 年 2 月 ・特別養護老人ホーム「南郷ホーム」開所
- 4 月 ・高規格救急自動車 1 台が運用される。本署に配備
- 13 年 3 月 ・第 4 次南会津地方ふるさと市町村圏計画策定
- 4 月 ・特別養護老人ホーム「只見ホーム」開所
- 12 月 ・消防署檜枝岐分遣所が新庁舎に移転
- 15 年 3 月 ・会津高原観光情報センターを閉所
- 16 年 11 月 ・救助工作車を更新
- 18 年 3 月 ・組合構成団体である、田島町・舘岩村・伊南村・南郷村が町村合
併し、南会津町誕生
- ・町村合併に伴い組合規約の変更
- 19 年 2 月 ・高規格救急自動車を伊南出張所に配備
- 19 年 4 月 ・地方自治法の一部改正に伴い組合規約の変更
- ・ごみ処理広域化会津ブロック検討会事務局へ職員 1 名を出向
(平成 20 年 6 月 30 日まで)
- 21 年 4 月 ・南会津地方環境衛生検討対策室を設置
(南会津町、只見町からそれぞれ職員 1 名を派遣)
- ・視聴覚ライブラリー事業を視聴覚教材・機材の貸出業務のみに
縮小
- 8 月 ・語学指導等を行う外国青年招致事業における外国語指導助手 1
名を檜枝岐村に追加し 7 名に増員する
- 22 年 2 月 ・南会津地方環境衛生推進計画策定
- 4 月 ・田島下郷町衛生組合と西部環境衛生組合の統合協議・調整を開
始
- 23 年 3 月 ・東日本大震災、福島第 1 原子力発電所事故
- ・南会津地方環境衛生検討対策室を廃止

- 平成 23 年 4 月 ・「広域行政圏計画策定要綱」及び「ふるさと市町村圏推進要綱」が廃止されたことに伴い、共同処理事務から「ふるさと市町村圏計画の策定」部分を削除する
 ・職員研修に係ることを共同処理事務から削除する
- 7 月 ・平成 23 年新潟・福島豪雨により、只見町、南会津町が被害を受ける（8 月 19 日激甚災害の指定を受ける）
- 24 年 2 月 ・「新消防体制基本構想」を策定
- 4 月 ・高規格救急自動車を只見出張所に配備
- 10 月 ・水槽付消防ポンプ自動車を更新
- 25 年 4 月 ・新消防体制整備推進室を設置
 （南会津町、下郷町からそれぞれ 1 名を派遣）
- 10 月 ・新消防体制整備推進室を一時休止
 ・高規格救急自動車を下郷出張所に配備
- 12 月 ・指揮支援車（救急車両を改造）を本署に配備
- 26 年 2 月 ・消防救急デジタル無線・消防指令システム実施設計完了
- 7 月 ・消防救急デジタル無線・消防指令システム整備工事着工
 ・輸送車を本署に配備
- 8 月 ・山岳救助隊を発足
- 9 月 ・業務連絡車を本署に配備
- 27 年 3 月 ・消防救急デジタル無線・消防指令システム一部運用開始
- 4 月 ・消防職員大量退職に対応するため消防職員定数を 84 人から暫定定数 86 人とする（平成 27 年度～平成 31 年度）
- 9 月 ・関東・東北豪雨により、南会津町が被害を受ける
- 10 月 ・高規格救急自動車を只見出張所に更新配備
- 28 年 3 月 ・消防救急デジタル無線・消防指令システム正式運用開始
- 12 月 ・水槽付消防ポンプ自動車を伊南出張所に配備
- 29 年 1 月 ・新消防庁舎建設基本計画の策定
- 3 月 ・消防広報車を下郷出張所に配備
- 5 月 ・査察指導車を本署に更新配備
- 30 年 3 月 ・新消防庁舎建設事業実施設計完了
 ・下郷出張所屋根改修及び車庫増築
 ・水槽付消防ポンプ自動車を下郷出張所に配備
 ・あいづふるさと基金事業を廃止されたことに伴い、共同処理事務から削除する
- 4 月 ・消防職員大量退職の対応及び救急出動 3 名体制確保のため、消防職員条例定数を 84 人から 88 人とする。ただし、平成 30 年度から令和 2 年度までは暫定定数 90 人とする

- 平成 30 年 6 月 ・新消防庁舎建設事業、第一期工事（庁舎棟、緊急車両庫棟）が
工事着工となる
- 8 月 ・語学指導等を行う外国青年招致事業における外国語指導助
手 1 名（小学校専属）を只見町に追加し 8 名に増員する
- 11 月 ・水槽付消防ポンプ自動車を只見出張所に配備
- 31 年 3 月 ・地域医療支援センターを廃止されたことに伴い、共同処理事務
から削除する
- 令和元年 12 月 ・新消防庁舎建設事業、第一期工事（庁舎棟、緊急車両庫棟）が
完了、新庁舎にて業務を開始する
・高規格救急自動車を伊南出張所に更新配備
- 2 年 3 月 ・ふるさと市町村圏事業を廃止されたことに伴い、共同処理事務か
ら削除し、「圏域内の観光開発事業の総合調整に関すること」を
「広域観光事業に関すること」に変更する
- 9 月 ・消防広報車を只見出張所に更新配備
- 11 月 ・資機材搬送車を本署に配備
- 12 月 ・新消防庁舎建設事業、第二期工事（正・副訓練塔及び一般車両車
庫、倉庫）が完了する
- 3 年 8 月 ・語学指導等を行う外国青年招致事業における外国語指導助
手 1 名を減員し、7 名体制とする
- 10 月 ・消防本部新庁舎が令和 3 年度木材利用優良施設コンクール林野
庁長官賞を受賞
- 11 月 ・救急自動車を舘岩分遣所に更新配備
- 4 年 1 月 ・「消防出張所・分遣所庁舎整備（耐震化・感染対策）基本計画」
を策定
- 10 月 ・消防出張所・分遣所庁舎整備事業 檜枝岐分遣所増改築工事着工
- 11 月 ・同事業 伊南・下郷出張所待機宿舍解体工事完了
・同事業 只見出張所造成工事（1 期）着工
- 12 月 ・同事業 只見出張所造成工事（1 期）完了
- 5 年 2 月 ・高規格救急自動車を本署に更新配備
- 3 月 ・指揮車（救急車両を改造）を本署に配備
・消防出張所・分遣所庁舎整備事業 只見出張所造成工事（2 期）
着工
・同事業 只見出張所基本・実施設計完了
・同事業 檜枝岐分遣所庁舎増改築工事完了
- 4 月 ・災害対応力の強化及び現場活動要員の確保等のため、消防職員
条例定数を 88 名から 100 名とする

組合の組織図

令和5年9月1日現在



《一般職員》

事務局	6名
教育委員会	1名
合計	7名

《会計年度任用職員》

事務局	2名
消防本部・署	1名
教育委員会	7名
合計	10名

《消防職員》

消防本部・署	84名
総務課付	1名
長期研修	4名
派遣	1名
合計	90名

南会津地方広域市町村圏組合規約

(昭和48年4月1日福島県知事許可)

第 1 章 総 則

(組合の名称)

第 1 条 この組合は、南会津地方広域市町村圏組合（以下「組合」という。）という。
(組合を組織する町村)

第 2 条 組合は、南会津町、下郷町、只見町及び檜枝岐村（以下「組合町村」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第 3 条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

- (1) 視聴覚教育に関すること。
- (2) 広域観光事業に関すること。
- (3) 救急医療体制の整備に関すること。
- (4) 老人ホーム入所判定委員会に関すること。
- (5) 介護認定審査会の設置及び運営に関すること。
- (6) 消防に関すること（消防団に関することを除く。）。
- (7) 特別養護老人ホームの整備に関すること。
- (8) 語学指導等を行う外国青年招致に関すること。

(組合の事務所の位置)

第 4 条 組合の事務所は福島県南会津郡南会津町田島字西上川原乙65番地に置く。

第 2 章 組 合 の 組 織

(議員の定数)

第 5 条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、12人とし、その選出区分は次のとおりとする。

南会津町 6人 下郷町 3人 只見町 2人 檜枝岐村 1人

2 組合議員は、組合町村の議会の議長をもってあてるほか、南会津町、下郷町、只見町の議会において当該議会の議員のうちから選挙（以下「選挙による議員」という。）する。

3 前項の選挙による議員に欠員を生じたときは、その欠員となった議員を選挙した組合町村の議会において、すみやかに補欠議員を選挙しなければならない。

(議員の任期)

第 6 条 組合議員の任期は、組合町村の議会の議員の任期による。

2 補欠選挙により選挙された組合議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議員の異動通知)

第7条 組合町村の長は、当該町村にかかる組合議員が定まったとき、又は当該組合議員に異動を生じたときは、直ちにその旨を管理者に通知しなければならない。

(議長及び副議長)

第8条 組合の議会に、議長及び副議長各1人を置く。

2 議長及び副議長は、組合の議会において組合議員のうちからそれぞれ選挙する。

3 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

第3章 組合の執行機関

(管理者及び副管理者)

第9条 組合に管理者1人、副管理者3人を置く。

2 前項の管理者及び副管理者は、組合町村の長がそれぞれ互選する。

3 管理者及び副管理者の任期は、組合町村の長の任期による。

4 管理者に事故あるときは、管理者があらかじめ指定する順序により、副管理者がその職務を代理する。

5 管理者および副管理者は非常勤とする。

(会計管理者)

第10条 組合に会計管理者1人を置く。

2 会計管理者は、南会津町の会計管理者をもって、これにあてる。

(消防長)

第10条の2 組合に消防長1人を置く。

2 消防長は、管理者がこれを任免する。

(職員)

第11条 組合に職員を置き、その定数は、条例で定める。

2 前項の職員は、管理者がこれを任免する。ただし、消防職員は、消防長が管理者の承認を得てこれを任免する。

(監査委員)

第12条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合議員及び識見を有する者のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任された者にあつては、組合議員の任期によるものとし、識見を有する者から選任された者にあつては4年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間はその職務を行うことを妨げない。

4 監査委員は、非常勤とする。

第4章 組合の経費

(経費の支弁方法)

第13条 組合の経費は、組合町村の負担金及びその他の収入をもってこれにあてる。

2 前項に定める組合町村の負担額及び方法は、組合の議会において定める。

第 5 章 補 則

第 1 4 条 この規約に定めるもののほか、組合の運営について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規約は、福島県知事の許可のあった日から施行し、昭和 4 8 年 4 月 1 日から適用する。

(途中附則省略)

附 則 (令和 3 年 1 月 1 9 日福島県知事届出)

この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

4. 共同処理事務

広域観光事業

1. 令和5年度事業

ア) 「ようこそ会津高原」観光案内地図作成配布事業

南会津地方の地域情報提供のため、管内4町村（南会津町、下郷町、只見町、檜枝岐村）の観光案内地図を作成し、圏域内及び県内外の観光案内所・沿線各駅・主要観光客立ち寄り施設に配布しています。

イ) 情報システム運営事業

ホームページやSNS等を活用し、南会津地方の体験学習情報、地場産品情報、観光情報等を発信することを目的として実施しています。

ウ) パンフレットセンター事業

南会津地方の観光情報を収集しようとする際に、一度の照会で資料が揃うよう各町村のパンフレットを取り揃えておき、請求に応じて送付しています。

また、旅行代理店や出版社、過去に資料請求のあった個人に対して「ようこそ会津高原」観光案内地図の発行のタイミングで町村パンフレットと併せて送付しています。

エ) 着地情報提供事業

東北自動車道のサービスエリアにおいて、「ようこそ会津高原」観光案内地図を掲出し南会津地方への誘客と周遊を促しています。

また、地域内のガソリンスタンドや商店による「観光案内看板設置個所」で着地情報を提供できる体制づくりを進めています。

救急医療体制の整備

休日における救急患者に対する救急医療体制確保のため、救急医療施設在宅当番医師の運営を南会津郡医師会に委託し、実施しています。

南会津郡医師会会員数	18人
南会津郡在宅当番医参加機関数	10医院

日曜当番医院

- ① 高橋医院（南会津町田島）
- ② 馬場医院（南会津町田島）
- ③ (医) きむらクリニック（南会津町田島）
- ④ 耳鼻咽喉科あべクリニック（南会津町田島）
- ⑤ (医) 社団仁嘉会 舘岩愛輝診療所（南会津町湯ノ花）
- ⑥ (医) 社団まごころ 伊南小野木クリニック（南会津町古町）
- ⑦ (医) 南嶺会 なかやクリニック（南会津町片貝）
- ⑧ (医) 正生会 佐藤医院（下郷町）
- ⑨ (医) 社団 芳賀医院（下郷町）
- ⑩ 只見町国民健康保険朝日診療所（只見町）

老人ホーム入所判定委員会

65歳以上（65歳未満の者であって特に必要があると認めるものを含む。）の者であって、身体上もしくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護することが困難な方に係る老人ホームへの措置入所の要否判定を実施しています。なお、特別養護老人ホームへの入所判定はそれぞれの特養ホームで行われます。

1. 判定委員（7名）

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○医師 ○構成町村の福祉担当課長 | <ul style="list-style-type: none"> ○南会津保健福祉事務所福祉担当課長 ○特別養護老人ホーム施設長代表者 |
|---|---|

2. 判定委員会の結果

年 度	依 頼 件 数	結 果（件）					委 員 会 回 数
		特 別 養 護 老 人 ホ ー ム	養 護 老 人 ホ ー ム	要 入 院	保 留	入 所 対 象 外	
H 5	41	33	4	2	2		3回
H 6	47	41	2	1	2	1	3回

年 度	依 頼 件 数	結 果 (件)					委 員 会 回 数
		特 別 養 護 老 人 ホ ー ム	養 護 老 人 ホ ー ム	要 入 院	保 留	入 所 対 象 外	
H 7	4 8	4 2	5			1	3 回
H 8	8 5	8 2	2			1	5 回
H 9	5 0	4 9	1				3 回
H 1 0	6 6	5 7	9				3 回
H 1 1	0						0 回
H 1 2	5		5				2 回
H 1 3	2		1		1		2 回
H 1 4	5		5				2 回
H 1 5	2		2				2 回
H 1 6	1		1				1 回
H 1 7	3		3				2 回
H 1 8	0						0 回
H 1 9	3		3				2 回
H 2 0	4		4				4 回
H 2 1	2		2				2 回
H 2 2	2		2				2 回
H 2 3	1		1				1 回
H 2 4	0						0 回
H 2 5	0						0 回
H 2 6	0						0 回
H 2 7	2		2				2 回
H 2 8	0						0 回
H 2 9	0						0 回
H 3 0	0						0 回
R 1	1					1	1 回
R 2	1		1				1 回
R 3	0						0 回
R 4	1		1				1 回

*平成 11 年 10 月 1 日より養護老人ホームを対象として判定

*平成 20 年度より委員会開催を省略し、書類判定により実施

介護認定審査会

介護保険制度における被保険者等の要介護状態又は要支援状態の判定業務を行うため、学識経験を有する委員による審査判定（二次判定）を実施し、その判定結果を保険者（構成町村）へ報告しています。保険者は要介護等を決定し、被保険者等に通知することとなります。

- 介護認定審査会委員：26名
- 介護認定審査会合議体：6合議体

1. 合議体の設置内容

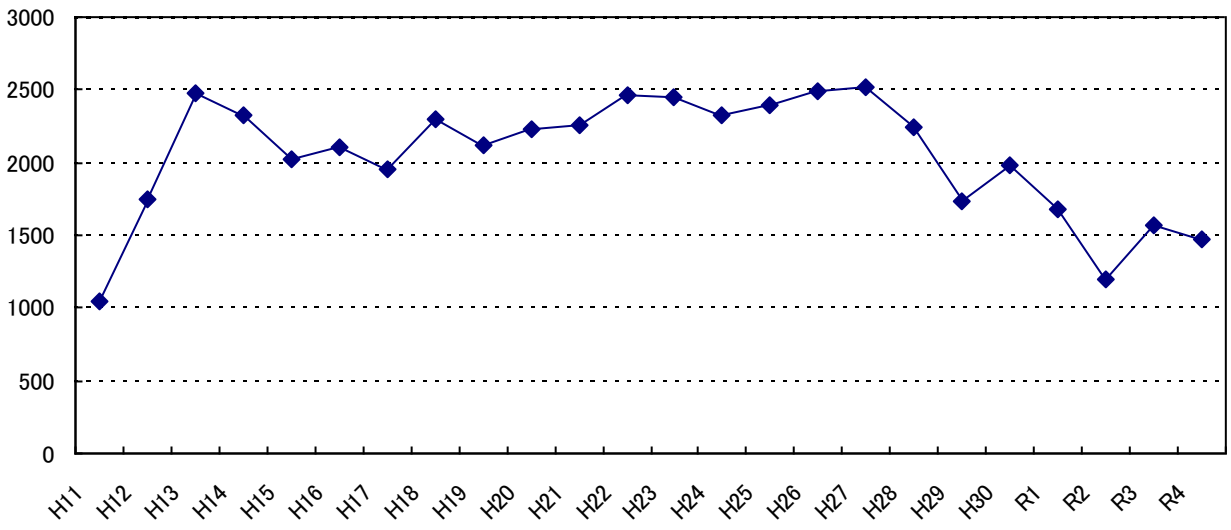
分野	職 種（資格）	第1合議体～第6合議体	人数
医療	医師	輪番により出席	14名
保健	保健師、看護師、 准看護師	各1名	6名
福祉	社会福祉施設長、 介護福祉士、 社会福祉士、 介護支援専門員等	各1名	6名

2. 審査判定の結果

年度	審査 件数	結 果（件）										審査会 開催回数
		非該当	要支援	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	再調査	
H11	1,039	80	119			272	137	125	140	161	5	40回
H12	1,749	56	226			479	317	203	228	230	10	67回
H13	2,474	40	293			748	466	306	340	267	14	95回
H14	2,325	31	246			731	426	289	289	303	10	92回
H15	2,017	13	307			588	297	269	220	312	11	92回
H16	2,104	34	353			642	303	231	235	288	18	93回
H17	1,954	25	356	19	21	568	284	255	254	164	8	92回
H18	2,305	23		381	422	265	377	288	254	287	8	99回
H19	2,120	9		282	332	310	377	323	267	216	4	97回
H20	2,232	7		326	345	284	416	347	252	247	8	96回

年度	審査件数	結果(件)										審査会開催回数
		非該当	要支援	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	再調査	
H21	2,252	20		275	352	326	402	324	299	250	4	96回
H22	2,459	30		281	379	376	431	312	328	316	6	97回
H23	2,455	24		245	344	392	455	322	341	328	4	97回
H24	2,328	7		203	361	387	473	299	334	263	1	97回
H25	2,392	18		230	338	362	494	351	313	278	8	96回
H26	2,496	16		264	378	375	472	362	361	266	2	97回
H27	2,524	19		265	359	383	461	385	368	280	4	97回
H28	2,250	18		258	328	359	451	288	302	242	4	95回
H29	1,732	7		191	241	311	310	205	233	232	2	90回
H30	1,980	17		206	309	312	359	283	272	218	4	97回
R 1	1,677	11		190	211	307	293	203	241	221	0	93回
R 2	1,200	11		124	173	209	209	162	171	141	0	80回
R 3	1,575	16		170	206	266	272	222	215	208	0	93回
R 4	1,467	7		165	187	256	266	198	215	173	0	91回

審査件数



特別養護老人ホーム

圏域内には、本広域圏組合が広域的に調整し、社会福祉法人南会津会で設置運営している「下郷ホーム」「伊南ホーム」「田島ホーム」「南郷ホーム」「只見ホーム」の5個所の特別養護老人ホームがあります。老人福祉法や介護保険法の規定に基づき、要介護高齢者へ適切な介護等を行い、高齢者福祉の充実に寄与しています。

○下郷ホーム

所在地	下郷町大字沢田字若林甲1572
開設年月日	昭和58年4月1日
建物延面積	1,718.37㎡ (鉄筋コンクリート平屋建)
総工費	381,727千円

○伊南ホーム

所在地	南会津町古町字太子堂186-1
開設年月日	昭和62年4月1日
建物延面積	1,760.8㎡ (鉄筋コンクリート平屋建)
総工費	414,760千円

○田島ホーム

所在地	南会津町永田字風下3番地1
開設年月日	平成8年4月1日
建物延面積	3,290.4㎡ (鉄筋コンクリート平屋建)
総工費	1,504,627千円

○南郷ホーム

所在地	南会津町片貝字中田97
開設年月日	平成12年2月1日
建物延面積	2,985.05㎡ (鉄筋コンクリート平屋建)
総工費	1,264,568千円

○只見ホーム

所在地	只見町大字長浜字久保田1
開設年月日	平成13年4月1日
建物延面積	3,080.13㎡ (鉄筋コンクリート平屋建)
総工費	1,456,548千円

広 域 消 防

安心安全な地域づくりのため、常備消防の担う役割は非常に大きいものがあります。南会津広域圏では、1本部1署3出張所2分遣所体制で取り組んでいます。

[施設の概要]

名 称	所 在 地	管 轄 区 域
消防本部・署	南会津町田島字西上川原乙 65	南会津町田島地域及び南会津郡全域
伊南出張所	南会津町古町字西町尻 1428-23	南会津町伊南地域・南郷地域
只見出張所	只見町大字長浜字居廻 320	只 見 町
下郷出張所	下郷町大字中妻字大百刈 93	下 郷 町
檜枝岐分遣所	檜枝岐村字見通 1178-2	檜 枝 岐 村
舘岩分遣所	南会津町松戸原 128	南会津町舘岩地域

○ 消防本部・消防署

開 所 日	昭和49年4月1日 (現庁舎は、令和元年12月4日より)
総 工 費	1,828,058千円(訓練塔等を含む)
床 延 面 積	2,985.38㎡ 敷地面積 6,701.21㎡
構 造	鉄骨造+木造3階建

○伊南出張所

開 所 日	昭和49年10月1日
総 工 費	27,172千円
床 延 面 積	302.30㎡ 敷地面積 1,948.50㎡
構 造	鉄筋コンクリート造2階建(一部1階建)

○只見出張所

開 所 日	昭和49年10月1日
総 工 費	25,428千円
床 延 面 積	289.10㎡ 敷地面積 1,727.00㎡
構 造	鉄筋コンクリート造2階建(一部1階建)

○下郷出張所

開 所 日	昭和53年10月1日
総 工 費	40,225千円
床 延 面 積	372.08㎡ 敷地面積 2,106.80㎡
構 造	鉄筋コンクリート造2階建(一部1階建)

○檜 枝 岐 分 遣 所 （檜枝岐村より借用）

開 所 日	昭和49年10月1日 (現庁舎は、平成13年12月27日より)		
床 延 面 積	246.69㎡	敷地面積	544.80㎡
構 造	鉄骨造2階建		

○館 岩 分 遣 所 （南会津町（旧館岩村）より借用）

開 所 日	昭和57年4月1日 (現庁舎は、平成2年3月12日より)		
床 延 面 積	205.00㎡	敷地面積	437.15㎡
構 造	木造2階建		

[圏域内火災出場件数]

(統計は歴年)

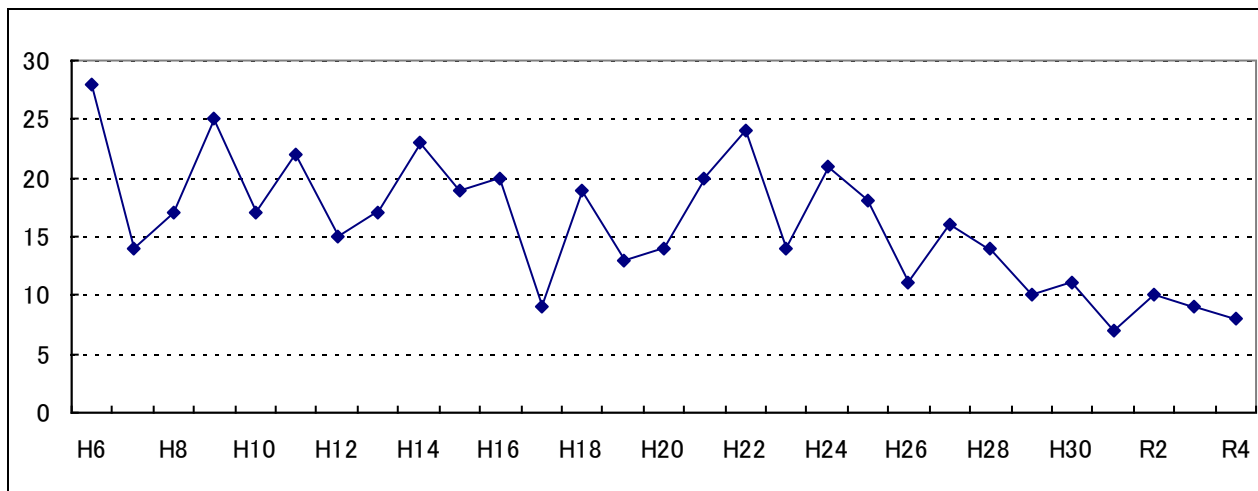
年	件数	年	件数	年	件数	年	件数	年	件数
S49	20	S59	24	H6	28	H16	20	H26	11
S50	27	S60	35	H7	14	H17	9	H27	16
S51	27	S61	26	H8	17	H18	19	H28	14
S52	36	S62	29	H9	25	H19	13	H29	10
S53	27	S63	22	H10	17	H20	14	H30	11
S54	29	H1	18	H11	22	H21	20	R1	7
S55	19	H2	24	H12	15	H22	24	R2	10
S56	26	H3	17	H13	17	H23	14	R3	9
S57	23	H4	13	H14	23	H24	21	R4	8
S58	25	H5	14	H15	19	H25	18		

[圏域内救急出場件数]

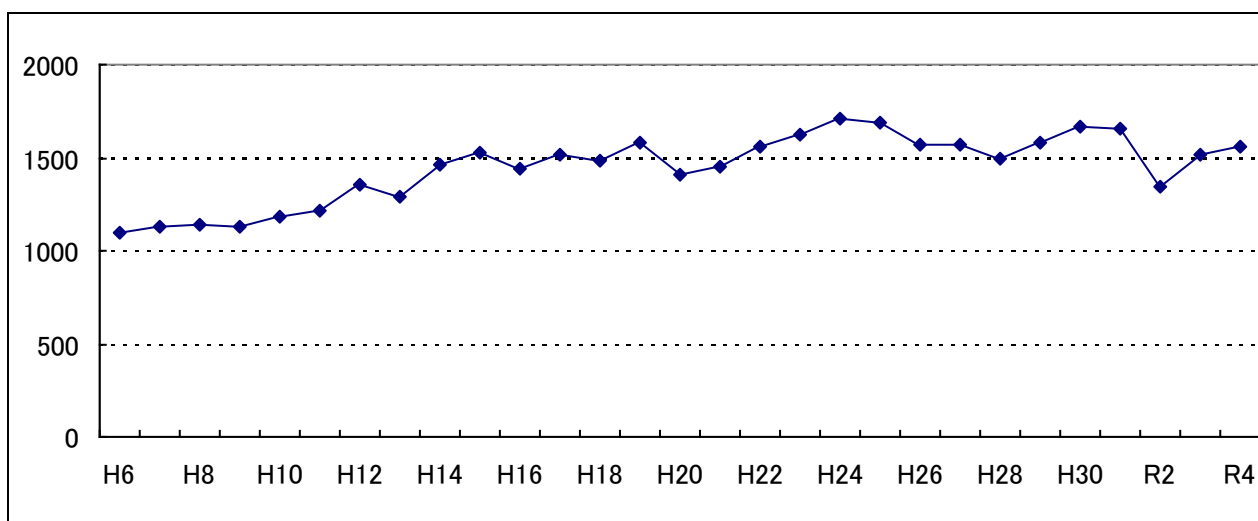
(統計は歴年)

年	件数	年	件数	年	件数	年	件数	年	件数
S49	251	S59	967	H6	1,095	H16	1,444	H26	1,565
S50	591	S60	915	H7	1,124	H17	1,520	H27	1,571
S51	721	S61	1,022	H8	1,144	H18	1,483	H28	1,496
S52	795	S62	1,076	H9	1,125	H19	1,576	H29	1,583
S53	781	S63	1,073	H10	1,183	H20	1,408	H30	1,688
S54	888	H1	1,141	H11	1,218	H21	1,449	R1	1,661
S55	878	H2	1,119	H12	1,357	H22	1,560	R2	1,340
S56	869	H3	1,128	H13	1,285	H23	1,626	R3	1,521
S57	881	H4	1,193	H14	1,463	H24	1,714	R4	1,559
S58	998	H5	1,140	H15	1,528	H25	1,693		

圏域内火災出場件数



圏域内救急出場件数



語学指導等を行う外国青年招致事業

本圏域では、昭和63年度に総務省・外務省・文部科学省の協力による「語学指導等を行う外国青年招致事業」を共同処理事務とし、圏域内中学校での英語教育の充実を図るとともに、地域レベルでの国際交流活動の推進を図っています。

[招致外国青年と勤務状況]

(令和5年9月1日現在)

配置中学校	出身・性別	居住地	任用年数
田島中学校	イギリス・男性	南会津町 田島地域	1年目
荒海中学校	イギリス・男性	南会津町 田島地域	1年目
舘岩中学校	イギリス・男性	南会津町 舘岩地域	1年目
南会津中学校	イギリス・男性	南会津町 南郷地域	1年目
下郷中学校	アメリカ・男性	下郷町	2年目
只見中学校	アメリカ・女性	只見町	2年目
檜枝岐中学校	アメリカ・男性	檜枝岐村	3年目

業務開始以来の招致外国青年数		92名		
[性別]	男性	60名	女性	32名
[国籍]	アメリカ	43名	イギリス	35名
	カナダ	11名	ニュージーランド	2名
	ジャマイカ	1名		
[勤務期間]	1年	27名	2年	27名
	3年	26名	4年	5名
	5年	6名	6年	1名

視 聴 覚 ラ イ ブ ラ リ ー

視聴覚ライブラリーは、視聴覚教材の活用を促進することによって、学校教育・社会教育における分かりやすい学習の展開をめざし、その効果的な利用を図るために各種講習会や講座を開催し、視聴覚教育の技術や利用方法の普及などに努めてきました。

しかしながら、メディアの多様化や利用者の減少などから視聴覚ライブラリーはその役割が減少したとの認識のもと、教材整備、搬送、講習会、映画会等の業務は平成20年度をもって終了とし、21年度からは来所方式による教材、機材の貸出業務のみを実施しています。

[視聴覚教材・機材整備状況] (令和5年9月1日現在)

教 材		機 材	
16mm映画フィルム	70本	16mm映写機	12台
DVDソフト	98本	スライド映写機	2台
スライドフィルム	13組	スクリーン	25本
		液晶プロジェクター	3台

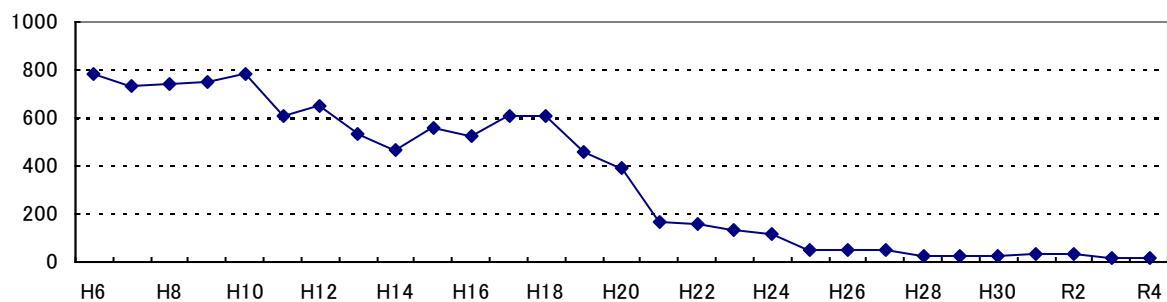
[視聴覚教材貸出状況]

年度	本数	年度	本数	年度	本数	年度	本数
S49	93	S62	1,098	H12	647	H25	53
S50	353	S63	1,133	H13	533	H26	46
S51	540	H1	826	H14	467	H27	49
S52	604	H2	891	H15	558	H28	24
S53	789	H3	932	H16	525	H29	28
S54	648	H4	921	H17	610	H30	25
S55	1,023	H5	784	H18	605	R1	36
S56	912	H6	786	H19	458	R2	34
S57	1,338	H7	731	H20	394	R3	16
S58	1,296	H8	742	H21	170	R4	16
S59	1,252	H9	851	H22	157		
S60	1,246	H10	780	H23	135		
S61	1,104	H11	609	H24	119		

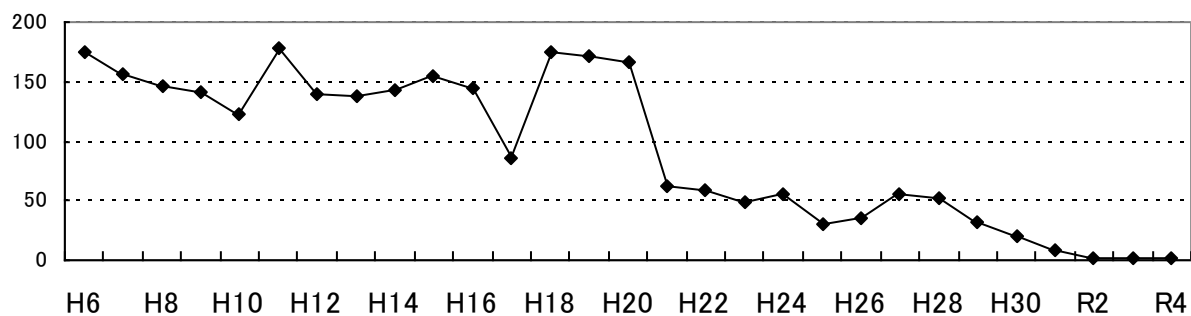
[視聴覚機材貸出状況]

年度	台数	年度	台数	年度	台数	年度	台数
S49	14	S62	243	H12	140	H25	31
S50	251	S63	349	H13	138	H26	35
S51	367	H 1	212	H14	143	H27	55
S52	351	H 2	204	H15	154	H28	52
S53	338	H 3	244	H16	144	H29	32
S54	342	H 4	206	H17	85	H30	21
S55	354	H 5	185	H18	174	R 1	9
S56	324	H 6	175	H19	172	R 2	2
S57	404	H 7	157	H20	166	R 3	2
S58	439	H 8	147	H21	63	R 4	1
S59	438	H 9	142	H22	59		
S60	383	H10	123	H23	49		
S61	307	H11	178	H24	55		

視聴覚教材貸出状況



視聴覚機材貸出状況



5. 資 料

職 員 の 状 況

令和5年9月1日現在

	人 員	現 員	会 計 年 度 任 用 職 員	備 考
区 分		人	人	
事務局	事 務 局 長		1	教育次長を併任
	事 務 局 次 長	1		総務係長を兼務
	総 務 係	2 (2)		()書きは兼務
	企 画 振 興 係	2 (2)		()書きは兼務
	社 会 福 祉 係	1	1	()書きは兼務
	小 計	6	2	
消 防	消 防 本 部 ・ 署	39	1	本部・署兼務
	下 郷 出 張 所	11		
	伊 南 出 張 所	15		
	只 見 出 張 所	11		
	館 岩 分 遣 所	8		
	檜 枝 岐 分 遣 所	6		
	小 計	90	1	
教 育 委 員 会	教 育 次 長	(1)		()書きは併任
	総 務 係	1 (1)		()書きは併任
	外 国 語 指 導 助 手		7	
	小 計	1	7	
合 計		97	10	

職員定数

事務局・教育委員会の職員定数	9名
消防本部・署の職員定数	100名
合 計	109名

令和5年度 一般会計予算

歳入

(令和5年4月1日現在)

区 分	金 額	構 成 比
分担金及び負担金	1,362,421 千円	96.28%
使用料及び手数料	468 千円	0.03%
国庫支出金	255 千円	0.02%
県支出金	504 千円	0.04%
財産収入	2 千円	0.00%
寄附金	2 千円	0.00%
繰入金	18,800 千円	1.33%
繰越金	24,796 千円	1.75%
諸収入	7,753 千円	0.55%
歳入合計	1,415,001 千円	100.0%

歳出

区 分	金 額	構 成 比
議会費	544 千円	0.04%
総務費	108,351 千円	7.66%
民生費	19,637 千円	1.39%
衛生費	1,066 千円	0.07%
商工費	2,400 千円	0.17%
消防費	1,236,573 千円	87.39%
教育費	44,429 千円	3.14%
公債費	1 千円	0.00%
予備費	2,000 千円	0.14%
歳出合計	1,415,001 千円	100.0%

負担金割合一覧表

◎一般会計

区 分	本組合負担金条例に規定する負担割合
議会・総務費負担金	<ul style="list-style-type: none"> ○組合議会及び組合事務局の運営に要する経費 ○南会津地方ふるさと市町村圏事業の実施に要する経費 ○圏域内の観光開発事業の総合調整に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・均等割 20% ・人口割 80%
民生費負担金	<ul style="list-style-type: none"> ○老人ホーム入所判定委員会に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・均等割 20% ・人口割 80% ○介護認定審査会の設置及び運営に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・均等割 20% ・審査件数割 80% ○特別養護老人ホームの整備に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・設置町村 80% ・その他の町村(人口割) 20%
衛生費負担金	<ul style="list-style-type: none"> ○救急医療体制の整備に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・均等割 20% ・人口割 80%
商工費負担金	<ul style="list-style-type: none"> ○広域観光事業に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・均等割 20% ・人口割 80%
消防費負担金	<ul style="list-style-type: none"> ○消防に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・地方交付税法(昭和25年法律第211号)の規定による消防費にかかる前年度の基準財政需要額のうち常備消防に要する基準財政需要額割 100% ただし、臨時的経費を除いた負担金が基準財政需要額を超えた場合は超過した負担金の負担割合は、均等割 20%、人口割 80%
教育費負担金	<ul style="list-style-type: none"> ○視聴覚教育に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・均等割 20% ・人口割 80% ○語学指導等を行う外国青年招致に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・配置外国青年数割 100%